

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ギ
代表者名 代表取締役社長 八 木 秀 夫
(コード 7 4 6 0 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画部長 三 浦 明 石
(TEL 0 6 - 6 2 6 6 - 7 3 3 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 103 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 変更の理由

- 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたこととともない、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第26条(取締役の責任免除)を新設し、また現行定款第33条(社外監査役の責任限定契約)を削除し、改めて第34条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第26条(取締役の責任免除)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- その他、上記変更ともなう条数の変更を行うものであります。

II. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 25 条 (条文省略) (新設)	第 1 条～第 25 条 (条文省略) <u>(取締役の責任免除)</u> 第 26 条 当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 26 条 ~ 第 32 条 (条文省略) <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第 33 条 当社は、社外監査役との間 で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意 でかつ重大な過失がないときは、 法令が定める額を限度として責任 を負担する契約を締結することが できる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 27 条 ~ 第 33 条 (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との 間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は法令が規定する額 とする。</p>
<p>第 34 条 ~ 第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 ~ 第 40 条 (現行どおり)</p>

Ⅲ. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日(金)
平成 27 年 6 月 26 日(金)

以上